

定期的な通帳記帳のお願い

当JAでは、普通貯金（総合口座を含みます）・貯蓄貯金のお取引内容を通帳に記帳されていない場合、一定の件数、期間を超えるお取引（未記帳取引）につきましては、お取引ごとの明細を通帳に記入せず、まとめて記帳させていただいております。

平成15年9月16日以降、通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で50件以上あり、翌月14日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

まとめて記帳された場合、貸方合計金額（お預り金額計）、借方合計金額（お支払金額計）および差引残高を印字します。

また、まとめて記帳されたお取引の明細は「通帳未記帳取引通知書」として発行させていただきますが、お手元への到着にお時間がかかることもございます。

くわしくはお取引店へお問い合わせください。